国税庁レポート 2015

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、その使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。しかしながら、経済活動の国際化、ICT化の進展等、税務行政を取り巻く環境は変化していることから、そうした中で引き続き我々の使命を果たしていくべく、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

特に、e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレットによる納付手続等サービスを開始したほか、公的個人認証に基づく電子証明書を利用しない新たな認証方式の導入や添付書類のイメージデータによる提出など、更なる利便性向上に向けた施策に取り組むこととしています。

適正・公平な課税・徴収の実現の面では、納税者の皆様の利益の保護を図りつ つ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うほか、社会・経済状況の変化 に応じ、富裕層や国際的な事案などにも積極的に取り組んでいます。

特に、国際的な租税回避行為に対しては、平成26年1月から提出いただいている国外財産調書や各国税務当局との情報交換等により得られた情報などを積極的に活用してまいります。

平成28年1月から本格的な運用が開始される社会保障・税番号制度において は、国税庁が、法人番号の付番機関になるとともに、個人番号及び法人番号の利 活用機関となることから、システム整備等を的確に進めています。さらに、制度 の導入を契機として、納税者の皆様の利便性を向上させるとともに、課税・徴収 事務が一層充実し、より効率的なものとなるよう、業務・システムの見直しを進 めることとしています。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑 に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような税務行政を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に 対する理解と信頼が不可欠と考えており、これまでも国税庁の様々な課題や取組 方針、各種施策について、ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かり やすくお知らせしています。

この国税庁レポートもこうした取組の一つであり、国税庁の1年間の活動やそ の年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

この 「国税庁レポート2015」 が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助 になれば幸いです。

> 平成27年(2015年)6月 国税庁長官 林信光

CONTENTS

納税者の皆様へ	1
I 国税庁について	5
1 国税庁の任務と使命 5 2 税務行政の運営の考え方 7 (1) 納税者サービスの充実 (2) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済 (3) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実 (4) 酒税行政の適正な運営	(5) 税理士業務の適正な運営の確保 8 (6) 政策評価と税務行政の改善8 3 国税組織の概要 9 (1) 国の収入と税 9 (2) 国税庁の予算と定員 9 (3) 国税組織の機構 10
Ⅱ 納税者サービスの充実	11
1 情報提供等 11 (1) ホームページによる情報提供 11 (2) 租税教育 13 (3) 説明会 14 (4) 事前照会 14 (5) 税務相談 15 2 e-Tax (国税電子申告・納税システム) 16 3 確定申告 18	(1) ICTを利用した申告の推進・・・・18 (2) 多様な納税者ニーズへの対応・・・19 4 適正な源泉徴収制度の運営・・・20 5 関係民間団体との協調・・・・20 《コラム1》東日本大震災への対応・・・・21 《コラム2》改正消費税法への対応・・・・23 《コラム3》改正相続税法への対応・・・・24 《コラム4》電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件の見直し・・・・24
Ⅲ 適正・公平な課税・徴収	25
1 適正・公平な課税の推進 25 (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 ··· 25 《コラム5》課税の適正化に向けた制度の創設 ··· 26 (2) 資料情報 ··· 27 (3) 査察 ··· 27 (4) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組 ··· 28 《コラム6》納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための多様な取組 ··· 29 2 確実な税金の納付 ··· 30 (1) 自主納付態勢の確立 ··· 30	(4) インターネット公売33(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理333 国際的な取引への対応34(1) 国際的な取引に係る環境の変化34《コラム7》国境を越えた役務の提供に係る 消費税の課税の見直し35(2) 国際課税への取組37(3) 移転価格税制への対応38(4) 国際的な租税の徴収394 相互協議405 各国税務当局との協力・協調41
(2) 滞納の整理促進への取組 ····· 31 (3) 集中電話催告センター室 ···· 33	(1) 開発途上国に対する技術協力 · · · · 41 (2) 税務当局間の国際会議への参加 · · · · 42

IV 権利救済	43
(1) 異議申立て 44 (2) 審査請求 44 (3) 訴訟 44	(4) 権利救済の状況 ····· 45 《コラム8》国税不服申立制度の改正の概要 ···· 46
V 納税者利便の向上と行政効率	化のための取組 47
1 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の導入・・・47 (1) 社会保障・税番号制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 (2) e-Taxにおける添付書類のイメージデータによる提出・・・・・・50 (3) e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能の提供・・・・・50 3 業務・システムの最適化・・・・50
VI 酒税行政の適正な運営	52
(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組・・・・52(2) 酒類の表示の適正化への対応・・・・・・・・52(3) 社会的要請への対応・・・・・・・・53	(4) 酒類の公正な取引環境の整備への取組・・・・・ 53(5) 酒類業者に対する情報提供・・・・・・ 53《コラム9》日本産酒類の輸出環境整備に向けた取組・・・ 54
Ⅶ 税理士業務の適正な運営の確	保 55
1 税理士の業務と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2) e-Taxの利用促進・・・・・ 56 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施・・・・56
垭 政策評価の実施	57
IX 資料編	58
○ 租税収入·予算○ 申告·課税状況○ 調査状況○ 国際課税○ 60	○ 滞納状況○ 查察○ 権利救済○ 税務相談60

(注) 本文中の 「〇年度」 は会計年度を示し、「〇事務年度」 は〇年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁について

国税庁は、昭和24年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。)、524の税務署が 設置されています。

また、その他に、税務職員の教育機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申 立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

国税庁の任務と使命

国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税 理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何 より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の 使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています。



国税庁



国税庁の使命

使命:納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

●上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配意しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告:納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知:広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - 回 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・ 指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行する などにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の 適正な運営の確保に努める。

行動規範

●上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今後の取組

● 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、 税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような任務と使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下の ような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、ホームページなどを通じて必要な情報を提供し ます。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した申告・納税手 段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事 前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 和税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や 支援に取り組みます。

(2) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観 的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や 消費税の不正還付申告への対応など、的確な重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約に基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題がある と認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きか けるとともに、その充実が認められる法人に対しては調査の間隔を延長し、より調査必要度の高 い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度 の環境の整備を図ります。

(3) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を 図り、適切に配分するとともに、納税者の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配意しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる 専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

(4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類製造者に対する技術指導や酒類業者に対する酒類の表示に関する調査等を実施し、酒類の安全性の確保と品質水準の向上に努めます。
- 未成年者の飲酒防止や環境への配慮などの社会的要請に対応するため、酒類の売り場における適切な陳列指導や酒類容器のリサイクル制度の周知等を実施します。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況の実態調査を行い改善指導するとともに、公正取引委員会とも連携し、酒類の公正な取引環境の整備に努めます。
- 日本産酒類の輸出環境整備を図るため、日本産酒類の魅力発信や、輸出の障壁となっている外国の規制解除等について、関係省庁とも連携し、取り組みます。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡・協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 政策評価と税務行政の改善

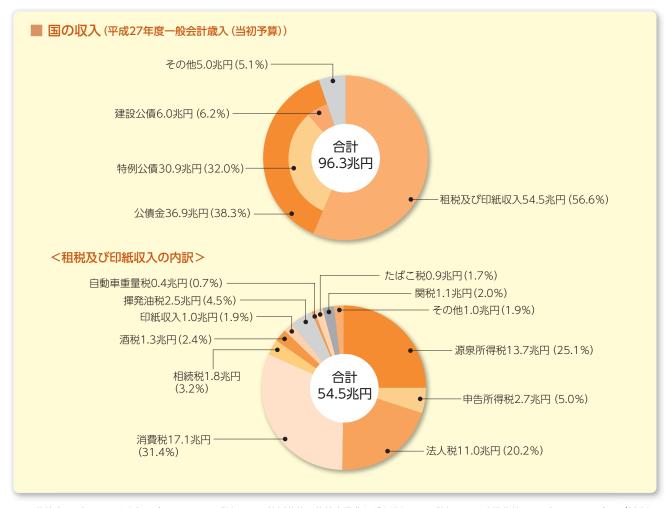
■ 国税当局が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証 について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善 に取り組みます。

3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

平成27年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間96兆3,420億円です。そのうち54兆5,250億円が租税及び印紙収入で、そこから税関からの税収や日本郵政株式会社からの印紙収入を除いた45兆8,857億円(約84%)¹が国税組織分の税収となります。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。



- ※1 公債金は、歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債と公共事業費などを賄うために発行された建設公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。
- ※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

(2) 国税庁の予算と定員

平成27年度の国税庁関係当初予算額は7,074億円で、人件費は5,676億円、一般経費は1,398 億円です。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い増加しましたが、平成9年度にピークとなり、平成27年度の定員は5万5,703人となっています。

¹ 国税組織分の税収は、平成25年4月1日から平成26年3月31日の租税及び印紙収入決算額に占める国税庁決算額の割合を基に算出しています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。 (注1)

財務省

主税局税制の企画・立案

(地方支分部局)

国税庁

税務行政を執行するための企 画・立案や税法解釈の統一を 行い、国税局・税務署を指導監 督しています。(879人、1.6%)

(内部部局)

長官官房

課税部

徴収部

調査査察部

(審議会等)

国税審議会(注2)

(施設等機関)

税務大学校

新規採用者のほか、税務の第一線で 働いている職員に対して、社会の変化 に即応し得るよう、必要な研修を行っています。(326人、0.6%)

(特別の機関)

国税不服審判所

国税局長、税務署長が行った国税に関 する法律に基づく処分に対して、納税者 からされた審査請求についての裁決を 行っています。(472人、0.8%)

国税局•沖縄国税事務所(12) 札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、 大阪、広島、高松、福岡、熊本、沖縄

> 管内の税務署を指導監督する ほか、税務相談などの納税者 サービスの提供、大規模・広 域・困難事案の税務調査や滞 納処分などを行っています。 (11,598人、20.8%)

総務部

課税部

税務署の課税部門の指導・監 督、大□・悪質などの調査困難 な納税者に対する調査などを 行っています。

徴収部

税務署の管理運営部門、徴収 部門の指導・監督、大口滞納 者の滞納処分などを行ってい

調査部

大規模法人などに対する調査 を行っています。

查察部

悪質な脱税者に対して、刑事 責任を追及するための調査を 行っています。

支部(12)•支所(7)

[支部] 札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、 名古屋、大阪、広島、高松、福岡、 熊本、沖縄

[支所] 新潟、長野、横浜、静岡、京都、 神戸、岡山

税務署 (524)

納税者との窓口であり、第一線で 国税事務を担う行政機関です。 (42,428人、76.2%)

総務課

税務広報広聴官

管理運営部門

申告書等の受付、納税証明書の発行、 現金の領収、税に関する一般的な相談 などの窓口対応のほか、申告書等の入 力、国税債権の管理、還付手続、延納・物 納に関する事務などを行っています。

徴収部門

納付の相談や滞納処分などを 行っています。

個人課税部門

所得税や個人事業者の消費税などに ついての相談・調査を行っています。

資産課税部門

相続税、贈与税、土地建物や株式 などを譲渡したときの所得税など についての相談・調査を行ってい ます。また、相続税などの計算の 基準となる路線価などを決める 作業も行っています。

法人課税部門

法人税、地方法人税、法人の消費税及 び源泉所得税のほか、印紙税及び揮発 油税などの相談・調査を行っています。

酒類指導官

酒税などの相談・調査や酒類販売業免 許に関する事務などを行っています。

- (注) 1 各部署の人数、%は、定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています(平成27年7月現在)。
 - 2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が 意見を求めた事項、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

納税者サービスの充実

~ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ~

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申 告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意 識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくこ とが必要です。

このため国税庁では、税理士や関係民間団体などとの協力・協調を図り、租税の意義・役割や税法 の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、 税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

情報提供等

~ 様々な広報活動を実施 ~

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) (平成26年度アクセス件数1億8,631 万件)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなど の各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供し ています。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・ 取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る 税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

(1) ホームページによる情報提供

~ 国税庁ホームページは利便性に配意 ~

国税庁ホームページでは、誰もが容易に利用できるよう、利用者の目的に沿った案内機能の向上 を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、障害のある方や高齢者の方の利便性にも 配慮しています。

また、国税庁ホームページ携帯等版 (http://www.nta.go.jp/m) も開設しており、携帯電話やス マートフォン等からもご覧になれます。

国税庁ホームページ(トップページ)

※掲載画像は平成27年4月現在のものです。

タックスアンサー (よくある税の質問)

国税局・税務署を調べる

お問合せの多いご質問とそれについての-般的な回答を掲載した「よくある税の質問」 \sim 0 λ П

確定申告書等作成コーナー

- 画面の案内に従って金額などを入力すれ ば、税額などが自動的に計算され、所得税、 消費税、贈与税の申告書などが作成できる システム
- 作成した申告書はe-Taxで提出可能 印刷して郵送等でも提出可能

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

● e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期 登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申 告・納税などをサポートするための情報を提供

路線価図

● 全国7年分の路線価情報を提供



● 全国の国税局や税務署で実施している公売 (差し押さえた財産を入札などにより売却する こと) 物件の情報や公売手続などの情報を提供

動画で見る 税の情報・税の仕事

- 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの 利用などについて具体的に説明
- 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組を ドラマ仕立てで分かりやすく紹介

税の学習コーナー

- ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽 しく税を学べるコーナ
- 学校教師向けの租税教育用教材を提供

文字拡大・読み上げ

● 高齢者や視覚に障害がある方のためのサ ポート機能

ご紹介します 税の役割と税務署の仕事

● 「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラス トで分かりやすく解説

゚メールマガジン

「新着情報・メールマガジン配信サービス」 の登録

- ※1 社会保障・税番号制度に関連する情報を掲載しています。
- ※2 国税庁ホームページのほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。) や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。



(2) 和税教育

~ 和税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施~

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割 が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の 充実が図られるよう、環境整備や支援を行って います。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会(総 務省、文部科学省、国税庁などで構成)において効 果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に 設置された租税教育推進協議会(国、地方公共団 体、教育関係者などで構成)を中心に、広く関係民 間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく 租税教室等への講師派遣や作文募集などを行って います。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」 (http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/ gakushu) を設け、租税の意義や役割を学習する ページなどを提供しています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の 施設 「タックス☆スペースUENO」では、「税務 署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳 しくは、国税庁ホームページ (http://www.nta. go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01. htm) をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



「税の学習コーナー」トップページ

■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成24年度	平成25年度
職員	職 員 8,551 人	
職員以外	17,542 人	21,207 人
合 計	26,093 人	29,366 人

[※]大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	平成25年度	平成26年度
高校生の応募編数	181,500 編	193,393 編
中学生の応募編数	583,142 編	615,230 編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重 な歴史的資料を収集・管理するとともに、一年を通じて数 多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家の みならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご 利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校コーナー (http://www.nta.go.jp/ntc)をご覧ください。



租税史料室

(3) 説明会

~ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ~

税に関する手続や税制改正などについて、納税者 に理解を深めていただくため、確定申告に関する各 種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明 会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を 開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成24事務年度	平成25事務年度
開催回数	23,918 🛮	25,515 🛮
参加人員	1,155 千人	1,166 千人

(4) 事前照会

~ 納税者の予測可能性を向上 ~

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取 扱いが明らかでない事項については、税務署などで 事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるも のについては、質疑応答事例として国税庁ホーム ページに掲載しています。

また、事前照会のうち、文書回答の求めがあった 場合で一定の要件を満たすときには、文書による回 答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームペー ジに掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成25年度	平成26年度
受付件数	160 件	131 件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成25年度末	平成26年度末
掲載件数	1,784 件	1,785 件

◎ 文書回答事例の例

- 特定調停スキームに基づき策定された再建計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて
- 民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いに ついて



(5) 税務相談

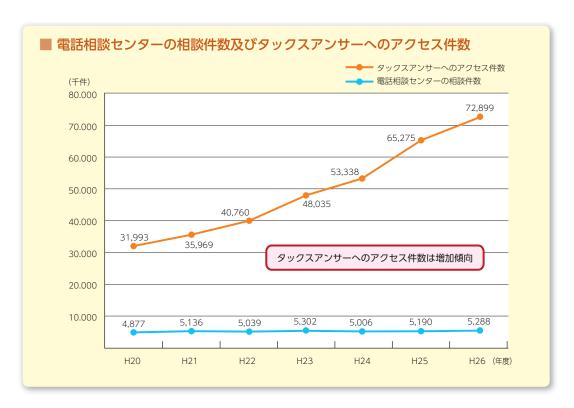
~ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ~

納税者の税に関する一般的な質問・相談は、国 税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付 けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電 話相談センターでは、英語での税務相談も対応 可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の 質問に対する一般的な回答を掲載した「タックス アンサー」(http://www.nta.go.jp/taxanswer) にて情報提供を行っています (携帯等版でも提 供しています。)。



電話相談センター



~ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ~

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において 予約制で受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果 的・効率的な運営に努めています。

e-Tax (国税電子申告・納税システム)

~ e-Taxの普及・定着に向け、各種施策を強力に推進 ~

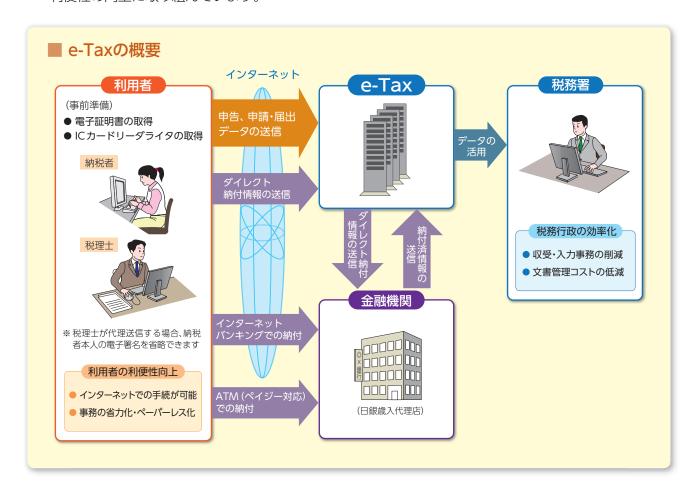
e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調 書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を、書面の提出に代えてインター ネットを通じて行うものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネット バンキング、ペイジー (Pay-easy)¹対応のATMを利用して行うことができます。



納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用すれば、会計処理や申告などのデー タ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化に つながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書収受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低 減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

e-Taxの普及・定着に向けて、国税庁では、これまでに、個人の所得税申告における医療費の領収書な ど添付書類の提出省略2などの措置を講じてきたほか、近年のスマートフォンやタブレットの急速な普 及に対応するため、納付手続など一部の手続について、スマートフォン等向けサービスを開始するなど、 利便性の向上に取り組んでいます。



^{1「}ペイジー(Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMか ら支払うことができるサービスです。

² 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認す るため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。



~ オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」について ~

国税庁では、平成26年度以降のオンライン利 用に関する政府全体の取組方針として、平成26 年4月に決定された「オンライン手続の利便性向 上に向けた改善方針 を踏まえて、平成26年9月 に「財務省改善取組計画」(以下「改善取組計画」 といいます。) を決定しました。

改善取組計画では、e-Tax利用者の満足度や 利用率の目標などを掲げるとともに、今後、国税 庁が取り組むこととしているe-Taxの利便性向 上施策を明記しています。

国税庁では、改善取組計画に基づき、e-Taxの 一層の普及・定着に努めることとしています。 e-Taxの普及・定着に向けた利便性向上施策に ついては、50ページをご覧ください。



■ 財務省改善取組計画の概要

対象期間

平成26年度から平成28年度までの3年間

改善促進手続

- 公的個人認証の普及割合等に左右される 国税申告手続(2手続)
 - 所得税申告 消費税申告(個人)
- 上記以外の国税申告手続(4手続)
 - 法人税申告 消費税申告(法人)
 - 酒税申告 • 印紙税申告

申請・届出等手続(9手続)

- 給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)
- 利子等の支払調書(及び同合計表)
- 納税証明書の交付請求
- 電子申告·納税等開始 (変更等) 届出

評価指標

● e-Taxの利用満足度

- →アンケート調査を実施し、満足度を測定。 【基準値:73.3% 目標:75%】
- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度
 - →アンケート調査を実施し、満足度を測定。 【基準値:83.1% 目標:85%】

● オンライン利用率

- →公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 手続(2手続)【基準値:51.9% 目標:58%】
- →上記以外の国税申告手続 (4手続) 【基準値:66.9% 目標:72%】
- →申請·届出等手続 (9手続) 【基準値:57.7% 目標:62%】

ICT活用率

→所得税申告及び消費税申告(個人)について、ICT活 用率の目標を設定。【基準値:68.8% 目標:72%】

● オンライン申請の受付1件当たりの費用

- →オンライン申請1件当たりの整備費用と運用経費等 を算出。【基準値:433円 目標:対前年度比減少】
- 事務処理(削減)時間
 - →書面と比較してe-Tax利用により削減される事務処
 - 【基準値:106,456時間 目標:対前年度比増加】
- (注1) 基準値は、平成25年度の実績値によります。また、目標 は、平成28年度の達成に向けて設定しています。
- (注2) ICT活用率は、自宅等でインターネット環境を利用して 申告書を作成し、申告された件数(書面提出分を含みま す。)が、総申告件数に占める割合を示します。

3 確定申告

~ 所得税の申告者数は2,139万人。半数以上は還付申告 ~

確定申告は、納税者が一年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,139万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち、還付申告者は、1,249万人を超え、半数以上を占めています。



(1) ICTを利用した申告の推進

~ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ~

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。これらを利用することにより、税務署に出向くことなく、いつでも計算誤りのない申告を便利に行うことができます。

税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。



納税者サービスの充実



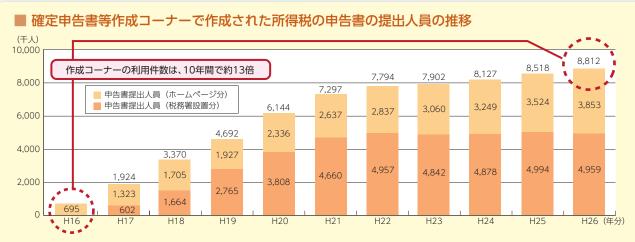
~「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ~

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が 自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や 青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に 郵送等で提出することができます。

平成26年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告 書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて881万件と、全提出人 員の約41%を占めています。このうちの約58%程度がe-Taxにより提出されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行 い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。



※翌年3月末日までに提出された計数です。

税務署設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。

平成15年分以前の申告書提出人員は未把握です。

平成19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

~ 確定申告期間中における日曜開庁の実施~

[申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい] という納税者からの声を受け て、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において 申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成26年分の確定申告期においては、平成27年2月22日と3月1日に実施し、28万1,000件の所 得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方税当局との協力

納税者の申告手続の簡略化を図るため、制度面や執行面において、国税 (当局)と地方税 (当局)との間で緊密な連 携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供しているため、地方 税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、ICT化を推進することにより、国及び地方団体の行政事務の 効率化とコスト削減に努めています。

4 適正な源泉徴収制度の運営

~ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ~

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

5 関係民間団体との協調

~ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ~

国税庁では、関係民間団体が開催する各種説明会などを通じて、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約3,100の会があり、会員数は約82万人です(平成27年4月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問合せください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。社団法人としての法人会が482会あり、会員数は約82万社です(平成26年12月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ (http://www.zenkokuhojinkai.or.jp) をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に518団体があり、会員数は約9万名です(平成26年3月)。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(http://www.kanzeikai.jp)をご覧ください。

納税者サービスの充実



納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組 合法に基づき設立され、約3万4,500組合があります(平成25年3月)。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するた めの取組や中学生の「税についての作文」の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会の ホームページ (http://www.zennoren.jp) をご覧ください。

納稅協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢 献」 することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。 公益社団法人である83の納税協会が あり、会員数は約16万人社です(平成27年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組な ど公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ (http://www.nouzeikyokai.or.jp) をご 覧ください。

□ラム1 東日本大震災への対応(平成27年3月末現在)

1 国税の申告・納付等の期限延長の終了に伴う対応

東日本大震災の発生を受け、平成23年3月15日付国税庁告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 の5県について同月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

その後、各地域の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了し、残る福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、 楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村についても、自主的な申告・納付 の状況等を踏まえ、平成26年1月31日付国税庁告示により期限延長措置を同年3月31日をもって終了しました。 ただし、この期限延長措置の終了により、福島県下12市町村の納税者が、複数年分の申告・納付等をしなけれ ばならなくなること等を考慮して、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付等の手続を していただくこととしました。また、同日までに申告・納付等をすることが引き続き困難な納税者については、 申請により、更なる期限延長を行うこととし、納税者の個々の実情を踏まえながら、丁寧な対応に努めていると

全国各地に避難されている納税者が、全国の最寄りの税務署で適切に相談できる体制を整備しています。

2 確定申告期における相談

仙台国税局においては、東日本大震災により被災された方が、引き続き、多数来署することが見込まれたことから、 確定申告期の納税者対応に万全を期すため、福島県下12市町村をはじめとした、被災地域を管轄する税務署に仙 台国税局及び同局管内の税務署の職員を派遣(延べ約5,500人)しました。

このほか、仙台国税局への全庁的な支援として、平成27年2月12日(木)から3月17日(火)までの間、仙台市内署、 石巻署、塩釜署、福島署、郡山署、いわき署及び相馬署に対し、各国税局から職員派遣(延べ約1,500人)を行いま した。

3 酒類業者等に対する復興支援

放射性物質に対する酒類の安全性確保及び輸出環境維持等のため、平成26年度においても、酒類及び醸造用 水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の調査(1.968件)を実施しました。また、 東日本大震災後に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置に対しては、輸入国からの求めに応じて、必要 な酒類に係る証明書(製造地証明:5,872件、放射能の検査証明:824件)を発行しました。

今後も、こうした取組等を通じて、酒類業者等の復興支援を積極的に行っていくこととしています。

<東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置>

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されました。

また、震災特例法については、平成23年12月14日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災か らの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されるなど、所要の改正が行わ れています。

この震災特例法において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置については以下の とおりです(平成27年4月1日現在)。

東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽 減免除による方法について、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けること ができます。

また、①の方法による場合で、東日本大震災により生じた損失について、雑損失の金額を有するときは、その雑損失の金額に 係る繰越控除の期間が5年間(所得税法:3年間)とされています。

棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等 の計算ト、必要経費に算入できます。

また、棚卸資産・事業用資産等について一定の純損失の金額を有する場合には、その純損失の金額に係る繰越控除の期間が 5年間 (所得税法:3年間) とされています。

- ①東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住 宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができ
- ②東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方 が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年 に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。
- ③上記①と②については、重複して適用できます。

法

人税

東日本大震災により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした住宅に居住していた方(居住しよ うとしていた方を含みます。)が、平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取 得等資金の贈与を受けた場合又は警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し ていた住宅に居住していた方が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年 を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、 非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となります。

平成23年12月26日から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設 されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の 課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。

- ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。
- ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができ ます。

目動車重量税

東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸 支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続を行い、自動車重量税に係 る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成28年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等 を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自 動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別 に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。

印紙税等

東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域 設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の 譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転 登記等に係る登録免許税が免除されます。

東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年4月1日から平成28年3月31日 までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300k以下であるときは、当年度の 課税移出数量の200klまでのものに係る酒税が軽減されています。

※その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp)をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

納税者サービスの充実



□ ラム 2 改正消費税法への対応

1 背景

社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指すため、消費税率の二段階にわたる 引上げを含む消費税法の改正が行われ、消費税率8%から10%への引上げ時期は平成29年4月1日とされました。

■ 消費税率の引上げ

適用開始日	平成26年4月1日	平成29年4月1日
消費税率	8.0%	10.0%
(内訳:国+地方)	(6.3% +1.7%)	(7.8% +2.2%)

また、消費税転嫁対策特別措置法により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の 転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられてい ます。

総額表示義務の特例

平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されない ための措置 (誤認防止措置)」 (例:「○○円 (税別)」、「○○円 (本体価格)」) を講じていれば、税込価格によら ない表示を行うことができます。

2 改正消費税法等への対応

(1) 改正消費税法に関する広報・相談対応

国税庁では、事業者の方が消費税の改正内容等を十分に理解して申告・納付が行えるよう、関係省庁、関係民 間団体等との連絡・協調を密にしながら、改正内容の広報や相談への対応に努めています。

主な広報活動及び相談対応

- ・改正に関するリーフレットの国税庁ホームページへの掲載及び税務署への備付け
- ・経過措置等に関するQ&Aの国税庁ホームページへの掲載
- ・各種説明会等を通じた改正内容の説明
- ・各税務署の「改正消費税相談コーナー」での改正消費税法等に関する相談への対応

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

国税庁では、総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集を作成して国税 庁ホームページに掲載したほか、事業者向けの説明会等において本特例を周知してきました。

また、税務署の「改正消費税相談コーナー」では、改正消費税法や価格表示(総額表示義務の特例)、消費税の 転嫁に関する相談に適切に対応しています。

さらに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反する行為等の 防止・是正について必要な指導や助言を行うほか、酒類業者が転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない 旨の表示等を行っていると認められる場合は、報告徴収や立入検査を実施するなど、円滑かつ適正な転嫁の確保 に努めています。

□ ラム3 改正相続税法への対応

1 改正の概要

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、基礎控除額の引下げなどの改正が行われました。

2 主な取組

(1) 国税庁ホームページの充実

国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した 「相続税・贈与税特集」を開設しました。

具体的には、税制改正事項の周知用のパンフレットや、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」などを掲載するとともに、遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しています。

■ 相続税の基礎控除額の引下げ

【改正前】

-5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)

【改正後】

3,000万円+(600万円×法定相続人の数)



【相続税の申告要否判定コーナー】(https://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top)



「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。

(2) 相談体制の整備

申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望する納税者には、電話での事前予約を受け付けることにより、効果的・効率的な運営に努めています。

また、一般的な相談については、電話相談センターで集中的に受け付けています。

□ ラ △ 4 電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件の見直し

税法上、契約書等の書類は、原則、書類のままでの保存が必要とされていますが、申請により承認を受けた場合には、いくつかの要件の下、書類の代わりにスキャナにより読み取った電子データによる保存(以下「スキャナ保存」といいます。)が認められています。

この要件の一つである契約書等に係る金額基準 (3万円未満) が廃止され、一定の条件の下、3万円以上の契約書等もスキャナ保存が可能となるなど、要件が見直されます。

この改正は、平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用されます。

■ 電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況

	事務年度	H21	H22	H23	H24	H25
Ę	事務年度末累計承認件数	113,105	123,045	133,012	143,417	154,006
	うちスキャナ保存承認件数	54	61	103	120	133

(単位:件)

適正・公平な課税・徴収



適正・公平な課税の推進

~ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、簡単な誤りには簡易な接触を実施 ~

国税庁では、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、様々な角度から情報 の分析を行い、組織力を最大限に活かした厳正な調査を実施することとしています。

なお、簡単な誤りの是正などは実地調査ではなく、文書や電話での連絡などによる簡易な接触を 行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 申告所得税・法人税の実地調査の件数

(単位:千件)

	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度
申告所得税	99	70	62
法人税	129	93	91

実地調査は、納税者の申告内容を帳簿な どで確認し、誤りがあれば是正を求めるも のです。実地調査で把握した1件当たりの申 告漏れ所得金額は、平成25事務年度におい ては、申告所得税は671万円、法人税は829 万円となっています。

■ 実地調査で把握した申告所得税・法人税の 1件当たり申告漏れ所得金額

(万円、事務年度)

	H21	H25
申告所得税	584	671
法人税	1,474	829

~ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ~

調査対象を選定する際には、システムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の 申告内容や各種資料情報などを基に、分析しています。

また、資料情報については、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するための体制を整備してい ます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

~ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ~

高額な所得が見込まれるにもかかわらず、過少に申告した者やそもそも申告を行っていない者に 対しては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた調査等に取り組んでいます。

○ 海外資産等の申告除外を把握した事例

- 租税条約に基づく情報交換制度で海外の税務当局から提供された資料により、海外の金融機関に保有す る金融商品から運用益を得ているにもかかわらず、申告していなかった事実を把握した。
- 相続税の申告から除外された海外預金を、租税条約に基づく情報交換制度で海外の税務当局から提供さ れた資料により把握した。

~ 十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止 ~

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金 的性格を有するため、国民の関心が極めて高く、 一層の適正な執行が求められています。特に、 消費税に関しては、虚偽の申告により不正に還 付金を得ようとするケースも見受けられるた め、環付原因となる事実関係について十分な審 査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、 調査等を実施し、不正還付防止に努めています。



◎ 悪質な消費税不正還付事例

- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手□で不正に消費税の還付を受けていた。
- 帳簿等を改ざんし、賃貸借処理をすべきリース契約について売買処理を行うことにより、リース資産を自 社の固定資産として計上し、不正に消費税の還付を受けていた。

~ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ~

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検 討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。その際、確実に法令要件が満たされてい るかなどを確認するための手続・手順の遵守を徹底しています。

コラム5 課税の適正化に向けた制度の創設

資産運用の多様化・国際化などの環境変化を受けて、最近の税制改正において、以下のような課税の適正化を図る ための制度上の対応が行われています。

1 国外財産調書

国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化を図るため、納税者本人から国外財産の保有について申告を求め る仕組みとして、国外財産調書制度が平成26年1月1日から施行されました。

本制度により、その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国 外財産の種類、数量、価額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する必要があります。また、調書の不提 出や虚偽記載の場合の罰則規定については、平成27年1月から施行されています。

2 国外転出時課税

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、国外転出時課税制度が創設され、平成27年7月1日 から施行されます。

本制度により、1億円以上の有価証券等を有する一定の居住者が国外に転出する場合、国外転出時に、その有価 証券等に係る未実現のキャピタルゲインに課税され、原則として国外転出までに所得税の確定申告等の一定の手続 を行う必要があります。

※贈与や相続により有価証券等が非居住者に移転する場合にも、同様の課税制度が創設されています。

3 財産債務調書

所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書の見直しが行われ、新たに財産債務 調書として整備され、平成28年1月1日から施行されます。

本制度により、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億 円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である上記2の国外転出時課税対象財産を有する方は、財産の種類、 数量、価額や債務の金額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する必要があります。

適正・公平な課税・徴収



(2) 資料情報

~ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ~

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当 等の支払調書などの法定調書のほか、調査の 際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報 など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報 の収集を行い、的確な調査・指導に活用してい ます。

また、近年の経済取引の国際化、高度情報化 等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新 たな資産運用手法や取引形態に関する資料情 報を積極的に収集しており、海外投資や海外 企業との取引に関する情報、インターネット を利用した電子商取引などの資料情報の収集 に取り組んでいます。



(3) 査察

~ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ~

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平 な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。一般の税務調査とは別に、 偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使 するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求 めています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中 で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の摘発に全力を挙げています。

~ 平成26年度の脱税総額は150億円、うち告発分は123億円 ~

平成26年度には、194件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行ってい た事件も含めて180件を処理し、そのうち112件を検察官に告発しました。脱税総額は150億円、告 発事件1件当たりの脱税額は1億1,000万円でした。

脱税の手口としては、売上除外や架空の原価・経費の計上が多くみられたほか、告発の多かった不 動産業では売上除外や架空の経費を計上していたもの、クラブ・バーではホステス報酬に係る源泉 所得税を徴収していたにもかかわらず納めていなかったもの、建設業では架空の原価を計上してい たものが多く見られました。

脱税で得た資金の多くは、現金や預貯金、株式及び不動産として留保されていたほか、高級外車や 腕時計の購入、競馬などの遊興費、特殊関係人に対する資金援助や老人ホームの入居権利金に充て られていた事例も見受けられました。

また、不正資金の一部が海外の預金で留保されていた事例や海外のカジノで費消されていた事例 もありました。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
	件	件	件	百万円	百万円
平成25年度	185	185	118	14,458 (11,731)	78 (99)
平成26年度	194	180	112	14,975 (12,346)	83 (110)

[※]脱税額には、加算税を含みます。

~ 平成26年度中の一審判決では96件で有罪判決、うち11名に実刑判決 ~

平成26年度中に一審判決が言い渡された事件は98件で、うち96件の事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は15.9か月、罰金額は1,600万円となっています。また、実刑判決は11人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数	有罪件数	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥	
平成25年度	件 116	件 115	99.1	9	百万円 52	月 12.9	百万円 12	
平成26年度	98	96	98.0	11	69	15.9	16	

[※]④~⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

■ 過去に査察調査により把握した隠し財産の事例



クローゼットに保管された紙袋の中から現金を確認







(4) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

~ 事前の信頼関係の構築と調査の重点化 ~

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。このため、国税庁では、大規模法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認し、経営責任者等と意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた取組を促進しています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められた法人については、税務リスクの 高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、次回調査ま での間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど税務行政の効率化 を進めています。

適正・公平な課税・徴収



参考 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者から の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっ ています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する情報セキュリティに関する研修を行ってい るほか、調査などに際し、お話を伺う場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるよう にしています。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨などを踏まえ、行政文書の管理状況 を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

参考加算税・延滞税の取扱い

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納税をしていない場合には、本来納付すべき国税のほか に延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。

(平成27年の場合)

		通常の場合	仮装隠蔽があった場合	
加算税	期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税 (10%又は15%)	重加算税 (35%)	
	期限内の申告がない場合	無申告加算税 (15%又は20%)	重加算税 (40%)	

Z正:当社	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年2.8%(特例基準割合*+1.0%)
延滞税	納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年9.1%(特例基準割合*+7.3%)

^{※「}特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割 合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、納税者の責めに帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税や無申告加算 税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合、国税職員の誤った申告指導などによって納税者が申告又は納付するこ とができなかった場合など一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部が免除されます。

国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

□ ラ 🗘 6 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための多様な取組

実地調査は、納税者の申告における不正や誤りを正し、適正な申告に導くための高い効果がある反面、その実施に は大きな事務量が必要です。そのため、国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税が図られるよう、実 地調査以外にも納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための多様な取組を進めるなど、事案に応じたメリハリ のある効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

具体的には、納税者の申告前の自己点検の支援や、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的見直しの呼び かけ、税理士会や関係民間団体との協調などの多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組 を充実させています。

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

~ 年度内に納付された税金は約49.6兆円 (年度内収納割合は98.7%) ~

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成25年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約50兆2,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約49兆6,000億円となっており、その収納割合は98.7%でした。

~ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ~

納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付といった多様な納付手段を順次導入し、納税者サービスの向上を図っています。

また、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

~ 滞納を未然に防止 ~

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納を未然に防止するための取組を行っています。

ダイレクト納付(国税ダイレクト方式電子納税)

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成27年3月末現在、392の金融機関で利用可能となっています。

コンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストアでの納付が可能です。平成25年度のコンビニ納付件数は、約140万件でした。

コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行しています。

- ①確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税など)
- ② 督促・催告を行う場合 (全税目)
- ③賦課課税方式による場合(各種加算税)
- ④確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合(全税目)



(2) 滞納の整理促進への取組

~ 滞納整理中のものの額はピーク時の40.5%に ~

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成25年度末時点 の滞納税額は約1兆1,414億円となっています。



■ 平成25年度 主要税目別の租税滞納状況

(単位:億円)

									(-12.121.1)
			百年度末滞納 日中のものの額		新規発生 滞納額		整理済額		年度末滞納 中のものの額
所得税			5,922		1,618		2,074		5,466
	うち源泉所得税		2,402		472		729		2,145
	うち申告所得税		3,520		1,145		1,345		3,320
法	法人税		1,635		691		907		1,419
相続税			1,156		305		526		936
消費税		外	954	外	703	外	796	外	860
			3,960		2,814		3,210		3,564
そ	の他税目		28		49		47		29
		外	954	外	703	外	796	外	860
			12,702		5,477		6,765		11,414

^{※1}上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることか ら、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。

滞納整理中のものの額は約1.1兆円と依然として高水準 →今後も局署を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確 保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り 組んでいます。

^{※2} 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

~ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ~

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、 事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等 の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

なお、平成27年4月から施行された新たな猶予制度 (申請による換価の猶予の創設など) については、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するという改正の趣旨を踏まえながら、適切に対応しています。

~ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ~

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、捜索、差押え、公売等の滞納処分を実施するなど、 厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

~ 処理困難事案に対する組織的な対応等~

広範囲にわたって財産調査先が存在するなどの処理困難事案については、相当の事務量や処理の 進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞 納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、 法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

~ 消費税滞納事案の確実な処理 ~

消費税滞納については、滞納残高は年々減少しているものの、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。



¹ 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

² 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する法律行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第 三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

適正・公平な課税・徴収

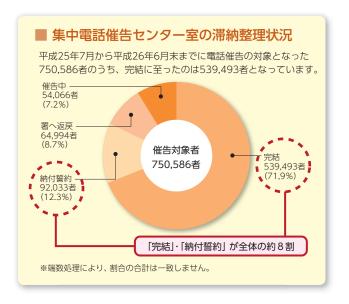


(3) 集中電話催告センター室

~ 効果的・効率的な電話催告の実施 ~

新規滞納事案は、集中電話催告センター室(納 税コールセンター) で幅広く所掌し、システム を活用した電話催告等を行うことにより、効果 的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成25年7月から平成26年6月 末までの1年間で、催告対象約75万者のうち、 約54万者 (71.9%) が完結し、約9万者 (12.3%) が納付誓約となっています。



(4) インターネット公売

~ インターネット公売で約600物件を売却 ~

国税庁では、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。 インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネッ

ト上で買受申込みをすることができるな ど利便性が高く、より多くの参加者を募る ことができるため、差し押さえた財産の高 価・有利な売却に役立っています。

平成26年度は、4回のインターネット公 売を実施しました。その結果、延べ約3千 人の方の参加があり、美術品、貴金属、白 動車、不動産など約600物件が売却され、 その売却総額は約4億円となっています。



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

~ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ~

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生するため、システムを活 用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、税金の納付は年間約4,040万件あり、効率的に処理するため、日本銀行における納付書の OCR処理 (光学式文字認識処理)¹ や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、電子 納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振 込処理をオンライン化して効率的かつ迅速に処理しています。

^{1 [}OCR処理 (光学式文字認識処理)]とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連 絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

² 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われま す。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に□座振替のためのデータを記録した磁気テープ を送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

国際的な取引への対応

~ 調査体制の充実とともに外国の税務当局と協力して対応 ~

近年、企業や個人による国境を越えた経済行動が複雑・多様化し、海外で受け取った収入を申告し ない、各国の税制の違いを巧みに利用してどこの国にも税金を納めないといった国際的租税回避が 大きな問題となっています。

こうした問題に対応するため、国税庁では、調査体制の充実などに加え、外国の税務当局と情報や 経験を共有しています。

税源浸食と利益移転(BEPS)

多国籍企業の国際的租税回避に対応するために、OECD租税委員会は、平成24年6月より「税源浸食と利益移転」 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) に対処するためのプロジェクトを立ち上げ、平成25年7月19日に「BEPS 行動計画」を公表しました。この計画は、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得ました。

この行動計画の実施にあたり、OECDに加盟していない国のG20メンバー8か国(中国、インド、ロシア、アルゼン チン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ)がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加し うる枠組みとして「OECD/G20 BEPSプロジェクト」が設けられました。OECDは、平成26年9月から平成27年12月 の間に、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策を三段階で勧告する予定であり、平成26年9月 16日には、第一弾の報告書が公表されました。

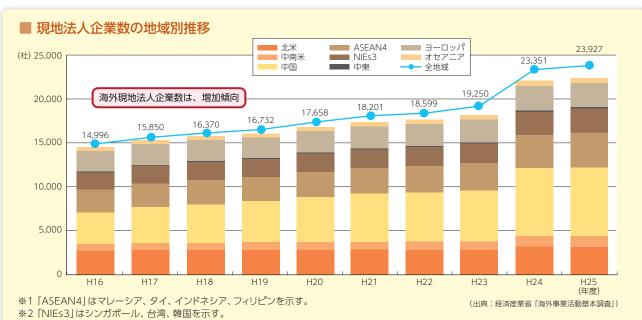
今後、第一弾の報告書の勧告のうち、国内法・租税条約の改正が求められるものは、各国において順次検討を開始 するとともに、残された課題や今後議論されるその他の行動計画に関連する課題については、引き続きOECDにおい て議論が行われています。国税庁も執行当局としての立場から、当該議論に積極的に参加しています。

(1) 国際的な取引に係る環境の変化

~ 国境を越えた事業・投資活動が活発化 ~

イ 我が国企業の海外進出の状況

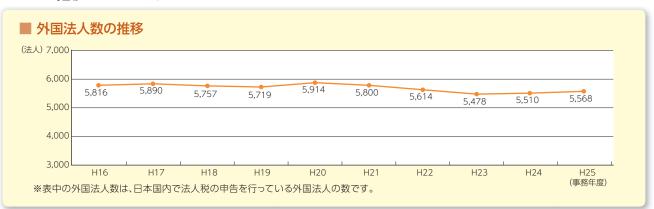
我が国企業の海外進出の状況は下図のとおりであり、海外の現地法人企業数は、平成16年度の 14.996社から平成25年度には23.927社と約1.6倍に増加しており、特に中国に対する進出件数が 急増しています。





ロ 外国法人数の推移

我が国で事業活動等を行う外国法人数の推移は下図のとおりです。平成25事務年度においては 5.568法人と前年に比べ58法人増加しました。過去10年間の外国法人数は5千社から6千社の間 で推移しています。



ハ 国外送金等調書の提出枚数の推移

国外送金などが行われた場合に提出される国外送金等調書1の提出枚数の推移は下図のとおり です。平成25事務年度の提出枚数は631万枚と前年に比し67万枚増加しており、制度が導入さ れた平成10事務年度の提出枚数244万枚に比べて約2.6倍となっています。



□ ラ □ フ 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し

国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告 の配信などに平成27年10月1日から消費税が課税されることとなりました。

≪改正の概要≫

1 内外判定基準の見直し

インターネットなどの電気通信回線を介して行われる役務の提供のうち、電子書籍・音楽・広告の配信などが「電気 通信利用役務の提供」と位置付けられ、消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準(内外判定 基準) が役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等に見直さ れることとなりました。これにより、国内の消費者等が提供を受ける「電気通信利用役務の提供」は、その提供を行う 事業者が国内・国外のいずれの事業者であっても、消費税が課税されることとなりました。

※その電気通信回線の利用が他の資産の譲渡等の結果の通知など、他の資産の譲渡等に付随して行われるものは今回の見直しの対象とはなりません。

^{1「}国外送金等調書」とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が100万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の 報告書(法定調書)です。

2 課税方式について

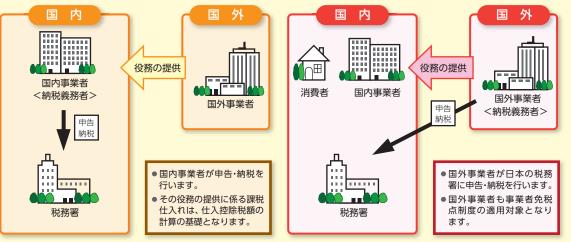
事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式 (リバースチャージ方式)

国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提 供」について、その役務の提供を受けた国内事業者に 申告納税義務を課す方式(対象取引例:広告の配信)

※「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質 又は役務の提供に係る取引条件などから、その役務の提 供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。

左記以外の電気通信利用役務の提供 (国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、 「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものに ついて、国外事業者に申告納税義務を課す方式(対象 取引例:電子書籍・音楽の配信)



※「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者は、その役務の提供について役務の提供を受けた国内事業者が納税義務者となる旨を、あらかじ め表示しなければならないこととされています。

ポイント

リバースチャージ方式は、経過措置により、当分の間は、その課税期間について一般課税により申告する場合 で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

その課税期間について、課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、「事業者向 け電気通信利用役務の提供」を受けた場合でも、経過措置により、当分の間は、その役務の提供に係る仕入れが なかったものとされますので、その仕入れについては、消費税の申告の際に考慮する必要はありません。

3 適正課税を確保するための経過的な措置(登録国外事業者制度の創設等)

国内事業者が国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供に ついては、当分の間、仕入税額控除の対象となりません。

ただし、その役務の提供を行った国外事業者が国税庁長官から登録を受けた国外事業者(登録国外事業者)であ る場合は、その国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供は、 仕入税額控除の対象となります。

参考 平成27年度税制改正において以下の課税方式も見直されました

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内 事業者がリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました(平成28年4月1日以後に行われる役 務の提供について適用されます。)。



(2) 国際課税への取組

~ 和税条約などに基づく情報交換の実施 ~

企業や個人が行う国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解 明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約などの規定に基づく情報交換 を実施することにより、必要な情報を入手することが可能となります。

最近、租税条約などに基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られ、現在、64の租税条約など (90か国・地域)が発効し、年間数十万件の情報交換を行っています。

また、一部の国との間では、調査担当者が相手国の担当者に直接会って、調査事案の詳細や解明す べきポイントなどについて説明・意見交換を行う情報交換ミーティングを開催することなどにより、 情報交換の効果的・効率的な実施に努めています。

なお、国際的租税回避及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有を 目的として、日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・カナダ・オーストラリア・中国・韓国の 9か国が参加していた国際タックスシェルター情報センター(JITSIC: Joint International Tax Shelter Information Centre) については、今後は9か国の枠を超えた国際協力体制とするため、 OECDの税務長官会議の傘下において、より広いJITSICネットワークとして活動することとしてい ます。

■ 情報交換件数の推移

(単位:千件)

事務年度	H21	H22	H23	H24	H25
情報交換件数	502	313	568	218	270

[※]情報交換件数は、各事務年度に実際に収受・発送した件数です。

~ 海外取引のある者や海外資産を保有する者への重点的な調査 ~

国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有し ている納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に 活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいます。



政策評価の実施

~ 国際課税の中でも特に問題である国際的和税回避への取組 ~

国際的租税回避は、金融や法律・税の専門家などが関与し、ペーパーカンパニーや組合、デリバティブ(金融派生商品)などを組み合わせた複雑な取引が使われるなど、その全体像の解明は困難なものとなっています。さらに最近では、このような問題が大企業だけではなく、中小企業や個人の富裕層にも広がっています。

国際課税については、専担する国際税務専門官の増員、弁護士や金融の専門家の採用など、調査体制の充実・強化に取り組んでおり、特に、国際的租税回避に対しては、東京、大阪、名古屋、関東信越国税局に設置された統括国税実査官や国際調査課等が中心となって、情報の収集や分析、調査の企画・立案や実態解明を行っています。

(3) 移転価格税制への対応

~ 移転価格税制を取り巻く環境の変化に対応し、納税者の予測可能性を高める ~

移転価格税制¹は、海外の関連企業との取引を通じた所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の 実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化し、無形資産を伴う取引の重要性も高まっています。こうした変化に的確に対応し、納税者の予測可能性を高めていく必要があります。

そのため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針の改正など、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表し明確化を図っています。平成25事務年度においても、移転価格税制の対象となる第三者介在取引の範囲について、具体的な取引を法令解釈通達で例示しました。

¹ 我が国企業が海外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格 (これを 「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。



~ 納税者が事前確認を円滑に利用できる環境の整備 ~

移転価格課税に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業 間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。平成25事務年度の事前確認の申 出件数は115件であり、平成20事務年度以降100件を超える水準が続いております。こうした多数 の申出に対応するため、国際取引を行う企業が集中する東京国税局と大阪国税局には、事前確認審 査を専門に担当する部署を設置するなど執行の体制整備を図り、迅速な処理に努めています。また、 事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける事前相談の担当窓口を各国税局に設けることにより、 納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

事前確認は、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資す るものであることから、今後とも適切に対応することとしています。

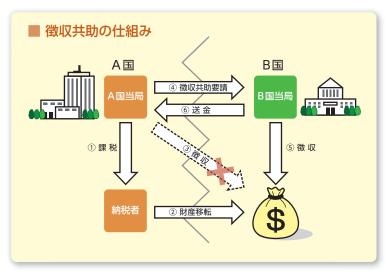


(4) 国際的な租税の徴収

~ 租税条約に基づく徴収共助の実施 ~

海外への財産の移転などによる租 税の徴収の回避に対しては、租税債 権の徴収において執行管轄権という 制約1がある中で、租税条約に基づき、 各国の税務当局が協力して、互いの 租税を徴収するという「徴収共助」に より対処することができます。

我が国においては、平成25年10月 に発効した税務行政執行共助条約² などに基づく徴収共助の実施により、 国際的な租税の徴収に取り組むこと としています。



¹ 自国の領域外において公権力を行使することができないことをいいます。

² 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め49か国において発効しています(平成27年 5月1日現在)。

4 相互協議

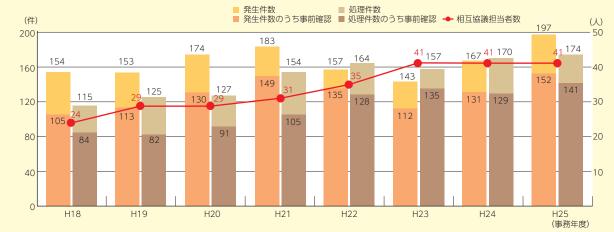
~ 国際的な二重課税問題の解決のため、相互協議事案の適切・迅速な処理を実施 ~

国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される「二重課税」が生じる場合があります。国税庁では、租税条約に基づく税務当局間の相互協議¹を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

相互協議の発生・処理件数は高い水準で推移しており、その9割以上が移転価格に関するものです。平成25事務年度における相互協議事案の処理件数は174件と過去最多となりました。

近年、協議経験が少ない新興国との相互協議事案が増加傾向にあるなど、相互協議の困難さが増す中で、国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局間の協力関係を一層深め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます。

■ 相互協議事案発生・処理件数の推移



※発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。 事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正について納税者からの申立て又は相手国税務当局からの申入れが あった場合には、当該申立て又は当該申入れが行われた年度の発生件数としてカウントしています。

■ 相互協議の相手国 (平成26年6月末現在)

	欧州	アジア・大洋州	米州
OECD加盟国	ベルギー ルクセンブルク フランス オランダ ドイツ スウェーデン アイルランド スイス イタリア イギリス	オーストラリア 韓国	カナダ アメリカ
OECD非加盟国		中国 香港 インド インドネシア シンガポール タイ	
	10か国	8か国	2か国

(備考)

平成26年6月末現在で、相互協議の申立てがなされている相手国(計20か国)。左掲の全ての相手国について事前確認に係る相互協議の申立てがなされています。

^{1 「}相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除する ため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。



各国税務当局との協力・協調

(1) 開発途上国に対する技術協力

~ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ~

国税庁では、国際協力機構 (JICA) の技 術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税 務行政の改善、日本の税務行政に対する理 解者の育成などを目的に、アジア諸国を中 心として、開発途上国に対する技術協力に 積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣(派遣型)

現地税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣し ています。平成26年度は、中国、インドネシア、マレーシア、ベトナム、モンゴルへ派遣し、講義などを行いました。 また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」 としても職員を派遣しています。平成26年度は、インドネシア及びベトナムに職員が常駐しています。

2 国内研修における講義などの実施(受入型)

(1) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。 このセミナーには、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成26年度は 両コースあわせて計30名が参加しました。

(2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成 26年度は、カンボジア、中国、インドネシア、モンゴル、マレーシア、ベトナムの税務職員111名が参加しました。

(3) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成26年 度は6か国(中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム)から12名が参加しました。

(4) 国税广実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対 象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成26年度は、慶応義塾大学、一橋大 学、横浜国立大学、政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生17名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位:国、人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国際税務行政セミナー	国数	18	20	15	16	17
(ISTAX)・一般コース	人数	18	20	15	16	17
国際税務行政セミナー	国数	14	12	11	13	13
(ISTAX)・上級コース	人数	14	12	11	13	13
国別税務行政研修	国数	4	6	7	6	6
国的优伤11以1711多	人数	54	51	95	116	111
アジア国際課税研修	国数	4	3	5	5	6
アンア 国际研究の形	人数	9	7	11	16	12
国税庁実務研修	国数	12	12	12	11	13
国忧儿 关份饥惨	人数	20	19	19	20	17

(2) 税務当局間の国際会議への参加

~ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ~

二重課税や租税回避行為といった問題の解決に向け、各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、①OECD税務長官会議、②アジア税務長官会合、③OECD租税委員会などの国際会議に積極的に参加しています。

① OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有などを行う場となっています。平成26年10月には、アイルランド・ダブリンで第9回会合が開催され、「税源浸食と利益移転 (BEPS)」問題への対応を始めとする国際課税における多国間協調、納税者の自発的コンプライアンスの向上、今後のOECD税務長官会議の方向性などについて意見交換が行われました。

② アジア税務長官会合

アジア税務長官会合 (SGATAR:Study Group on Asian Tax Administration and Research) は、アジア地域における17か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっています。平成26年11月には、オーストラリアで第44回会合が開催され、税務執行面における国際協力の推進を図るとともに、直面する共通の諸問題について意見交換が行われました。

③ OECD租税委員会

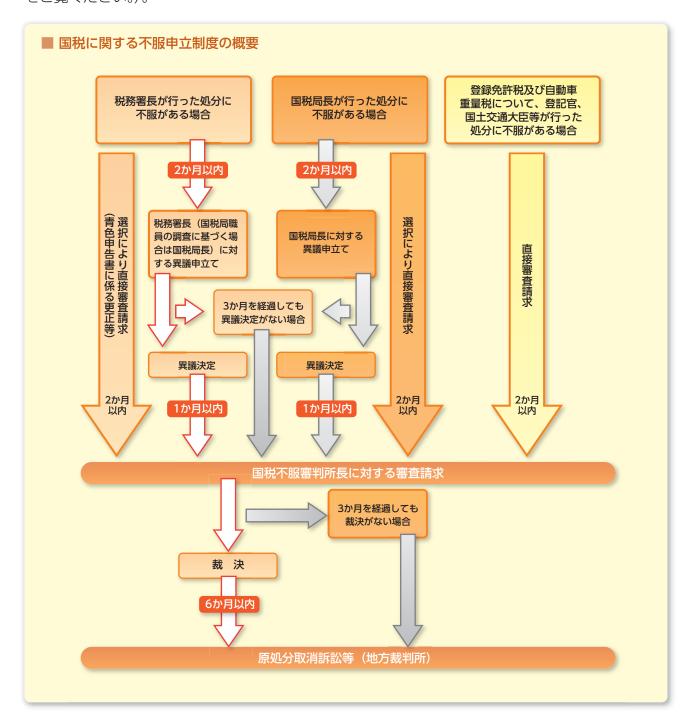
OECD租税委員会は、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなどの整備や、各国税務当局の有する知見や経験を共有する場となっており、現在は、前述のBEPSへの対抗策に取り組んでいます。詳しくは、国税庁ホームページの「OECD租税委員会 (CFA)」 (http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd) をご覧ください。

権利救済

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを 求めて不服申立てをすることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易か つ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する 前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています。

不服申立てには税務署長などに対して行う異議申立てと、国税不服審判所長に対して行う審査請 求があり、審査請求は、原則として異議申立てを経た上で行うことができることとされています。

なお、この不服申立制度については、平成26年6月に関係法律が改正されており、公布の日(平成 26年6月13日) から2年以内に施行されることとなっています(改正の概要については、46ページ をご覧ください。)。



(1) 異議申立て

~ 簡易・迅速かつ適正な権利救済~

異議申立ては、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、税務署長などに対して、処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況の下において、各国税局に設置された審理課・審理官を中心に、税法の正確な解釈に基づく全国統一的な執行に取り組むとともに、各種研修を通じて審理に精通した職員を養成し、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

~ 公正な第三者的機関による権利救済~

異議申立てに対する税務署長などの決定に、なお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対し て審査請求を行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ東京及び大阪支部の所長など主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を任期付職員として採用しています。

審査請求の処理に当たっては、争点を整理・明確化した上で、審査請求人や税務署長から提出された 証拠書類等の内容を十分に検討し、自ら調査を行って、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になること はありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服 があったとしても訴訟を提起することはできません。

(3) 訴訟

~ 司法による救済~

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起 して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけではなく、職員の応対や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

~ 異議申立ては原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理~

イ 異議申立て

(イ) 目標

異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。

(口) 実績

平成26年度における異議申立ての3か月以内の処理件数割合は96.9%となっています。 なお、同年度における異議申立処理件数は2.745件(課税関係2.427件、徴収関係318件)で、このうち 新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は9.3%です。

口 審査請求

(イ) 目標

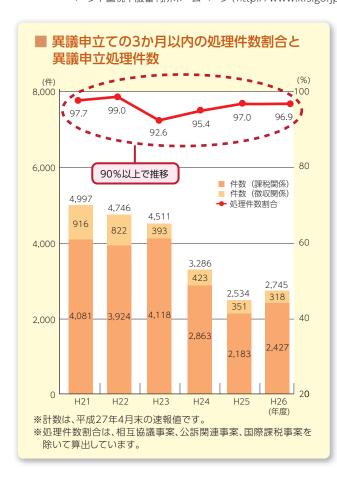
審査請求については、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。

(口) 実績

平成26年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は92.2%となっています。 なお、同年度における審査請求処理件数は2.980件(課税関係2.793件、徴収関係187件)で、こ のうち請求の全部又は一部が認められた割合は8.0%です。

ハ訴訟

訴訟については、平成26年度における終結件数は280件(課税関係216件、徴収関係62件、審判 所関係2件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は6.8%となっています。 ※権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、異議申立て、審査請求及び訴訟の概要や裁決事例などの情報を、国税庁ホーム ページや国税不服審判所ホームページ (http://www.kfs.go.jp)などを通じて提供しています。





□ ラム 8 国税不服申立制度の改正の概要

1 改正の趣旨

平成26年6月、「行政不服審査法」について、公正性の向上、使いやすさの向上の観点から抜本的な見直しが行わ れるとともに、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、国税に関する不服申立制度 についても見直しが行われました。

2 改正の概要

(1) 不服申立前置の見直し

税務署長が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長などに対する「異議申立て」を 行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができることになりました。 なお、「異議申立て」については、その名称が「再調査の請求」に変わります。

(2) 不服申立期間の延長

不服申立てをできる期間が、処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」に延長されました。

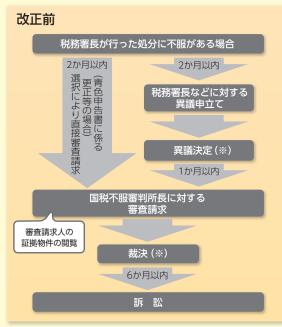
(3) 審査請求における証拠物件の閲覧・謄写

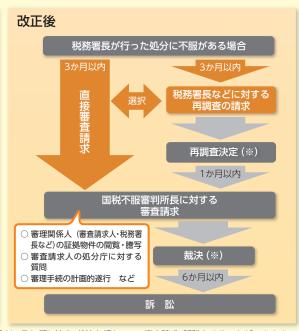
審理関係人(審査請求人、参加人及び税務署長など)は、税務署長などが任意で提出した物件のほか、担当審 判官が職権で収集した物件についても、閲覧及び謄写を請求できることになりました。

(4) 審理における手続規定の整備

標準審理期間を定めるよう努める旨の規定、審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行など、 審理の迅速化・審査請求人の権利の拡充のための諸規定が整備されました。

■ 国税不服申立制度の改正の概要





(※) 税務署長など・国税不服審判所長から3か月以内に決定・裁決がない場合は、それぞれ決定・裁決を経ないで、審査請求・訴訟をすることができます。

(注) これらの改正は、「行政不服審査法」の施行の日(公布の日(平成26年6月13日)から起算して2年を超えない 範囲内において政令で定める日)から適用される予定です。

3 法の施行に向けた取組

国税庁・国税不服審判所では、証拠物件の閲覧・謄写や審理手続の計画的な遂行などに対応するための準備を進 め、国税に関する不服申立制度が適正かつ円滑に実施されるよう取り組みます。

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入

(1) 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤である とともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効 率化につながるものです。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、国税庁は、法人番号の付番機関 となるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関になります。



~ 個人番号(マイナンバー)~

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、1人1つの個人番号(12桁)が指定され、市区町 村から住民票の住所宛に、通知カードにより通知されます。個人番号の利用は、社会保障、税、災害 対策の分野など、法律か自治体の条例で定められた手続に限定されています。

~ 法人番号 ~

平成27年10月から、株式会社などの法人等に、1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、国税庁 から登記上の所在地宛に、書面により通知されます。また、法人等の3情報(①商号又は名称、②本店 又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)は、原則として、広く一般に公表され、どなたでも自由 に利用可能とされています。

(2) 法人番号の付番機関としての対応

~ 法人番号の付番業務 ~

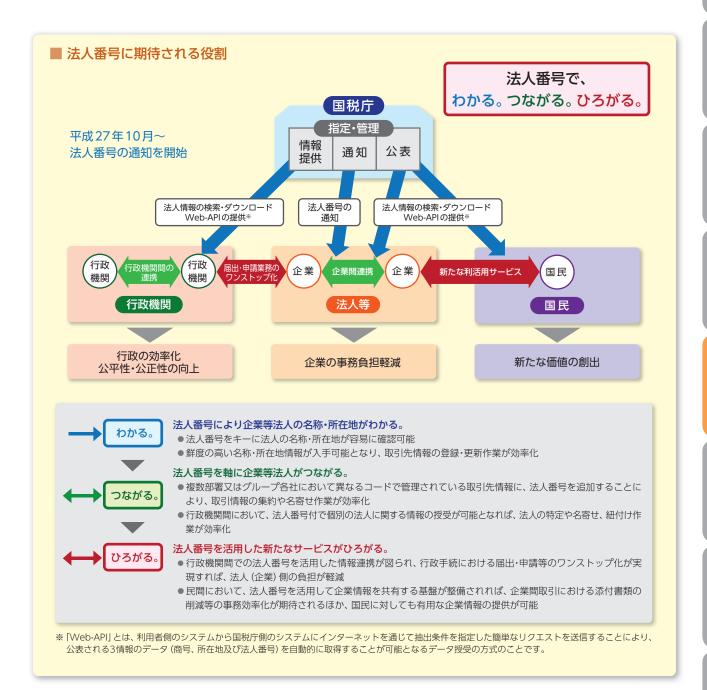
法人番号は、①株式会社などの設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外 の法人又は人格のない社団等のうち、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源 泉徴収義務を有することとなる団体に対して、特段の届出手続を要することなく、法務省から提供 される登記情報等に基づいて国税庁が指定し、通知を行います。

※上記以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることにより番号指定を受けることが可能です。

国税庁は、指定した法人番号を、インターネットを利用して公表します。その際、法人の商号や所 在地から検索する機能や、公表情報のデータを利用者が二次活用できるよう、データのダウンロー ド機能を提供します。

~ 法人番号の利活用推進 ~

法人番号は、個人番号と異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活 用されることが重要であり、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、 「わかる。 つながる。 ひろがる。」 をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでい ます。



納税者利便の向上と行政効率化のための取組



(3) 個人番号及び法人番号の利活用機関としての対応

~ 国税分野での利用 ~

社会保障・税番号制度が導入されると、税務当局に提出する申告書や法定調書等に、提出する本人及 び法定調書であれば金銭の支払を受ける者等の番号(個人番号・法人番号)を記載することとなります。 個人番号の提供を受ける際には、成りすましを防ぐため、本人確認が必要とされています。このた

め、国税分野における本人確認に関する具体的な手続を定めた国税庁告示を制定しています。

~ 納税者利便の向上 ~

国税庁では、社会保障・税番号制度の導入を契機として、納税者利便の向上に向けた検討を行って います。具体的には、①住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付省略、②国と地方にそれ ぞれ提出している給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、電子的提出の一元化などです。 なお、住民票の添付省略については、平成27年度税制改正において所要の改正が行われました。

~ 所得把握の適正化・効率化 ~

国税分野では、申告書、法定調書等の書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告 書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上するものと考え ています。もとより、事業所得や海外資産・取引情報をはじめ、法定調書だけでは把握・確認が困難 な取引等もあるため、番号を利用しても全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要 です。

~ 周知・広報の実施 ~

国税庁では、社会保障・税番号制度の円滑な導入のため、国税庁ホームページに、社会保障・税番 号制度に関するFAQなどを掲載するほか、関係民間団体や業界団体に対して、国税分野における番 号の利用などについて周知するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

・内閣官房 [社会保障・税番号制度] ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

・マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-20-0178 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む。)の最新情報

国税庁ホームページのトップページの (をクリック) http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

2 e-Taxの普及・定着に向けた利便性向上施策

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次のような施策の導入に向けて準備を進めています。

(1) e-Taxにおける新たな認証方式の導入

個人の納税者が、自宅などからe-Taxで所得税申告などを行う場合には、住民基本台帳カードに格納された公的個人認証サービスに基づく電子証明書とICカードリーダライタ(以下「電子証明書等」といいます。)を利用して、送信の都度、認証を行う必要があります。

平成29年1月からは、これまでの認証方式に加えて、電子証明書等を利用しない新たな認証方式を導入することとしています。

(2) e-Taxにおける添付書類のイメージデータによる提出

e-Taxで申告や申請などを行う場合でも、収用証明書や出資関係図、定款の写しなどの添付書類は、 別途郵送などにより提出する必要があります。

平成28年4月からは、これらの添付書類について、イメージデータによる提出を順次可能としていくこととしています。

(3) e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能の提供

e-Taxで法人税申告を行う場合でも、税務・会計ソフトウェアで作成した財務諸表や勘定科目内訳明細書のうち、e-Taxで受付可能なデータ形式で作成されていないものは、別途郵送などにより提出する必要があります。

平成28年4月からは、これらの書類をe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能を提供することとしています。

3 業務・システムの最適化

~ 業務・システムの最適化を推進 ~

行政分野へのICTの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定されました。

また、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が決定され、これに基づき、情報システムの改革を実現するための「政府情報システム改革ロードマップ」や「政府情報システム投資計画」などが決定されました。

国税庁では、これらの計画等の基本理念に沿って、国税関係の情報システムの高度化やセキュリティの確保、経費の削減、納税者利便の向上などに取り組んでいます。

納税者利便の向上と行政効率化のための取組



システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

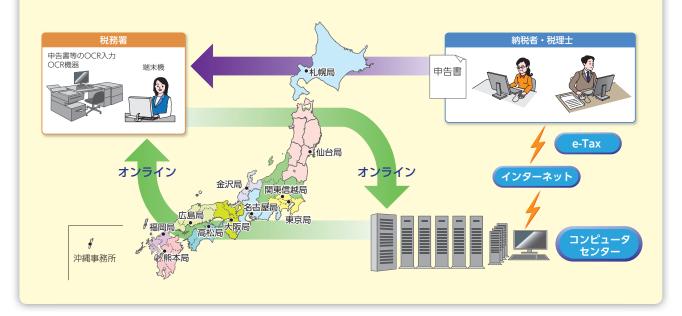
国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に 多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更 新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っており、職員 は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、セキュリティ監査を定期的に実施するなど、情報セキュリ ティの確保に努めています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠し た、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)¹を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証 (ISO/ IEC27001:2005・JISQ27001:2006² に基づく認証) を取得しました。

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することによ り、国税債権などを一元的に管理するコンピュータシステムです。また、それらのデータを分析して税務調査や滞納整 理に活用するなど、各種事務処理の高度化・効率化にも役立っています。



^{1「}情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維 持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

^{2 [}ISO/IEC27001:2005] とは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の策定する標準化規格の1つです。情報セキュ リティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001:2006」とは、 ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

酒税行政の適正な運営

~ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施~

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこと もありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成25年度では、租税収入などの 合計に占める割合は2.7% (1兆3,709億円)となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定 した税収が見込まれることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。

酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な 徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

また、国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社 会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の 変化を踏まえつつ、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。 さらに近年では、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備にも取り組んでいます。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

~ 消費者に安全で良質な酒類を提供するために ~

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。 具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の 安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情 報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性 物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

(2) 酒類の表示の適正化への対応

~ 消費者に安心して酒類を購入していただくために ~

近年、醸造アルコールが添加された清酒に純米酒と表示するなど、消費者の信頼を損なう不適切な 事例が発生しています。

国税庁では、消費者に安心して酒類を購入していただけるよう、酒類の表示の適正化への対応に努めています。 具体的には、酒類業者に対して、法令等に基づいた適切な表示を行うよう周知・指導を行っているほ か、市中から酒類を買い上げ、独立行政法人酒類総合研究所の有する分析手法を活用しつつ、酒類の表 示事項確認調査等を行っています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課のために必要な酒類に関する高度な分析及び鑑定を 行うとともに、酒類の品目判定に関する調査・研究等、分析鑑定の理論的裏付けとなる調査・研究を行っています。ま

た、酒類中の有害物質の低減法の開発等、酒類業の健全な発達に資する研究・ 調査や情報の提供も行っています。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ (http://www.nrib. go.jp) をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報 をメールマガジンで配信しています。登録は、(ssn@m.nrib. go.jp) 宛に空メールを送信ください (右のQRコードでも登録 いただけます。)。





分析風景

酒税行政の適正な運営



(3) 社会的要請への対応

~ 不適切な飲酒の誘引を防止するために ~

国税庁では、未成年者の飲酒をはじめとする不適切な飲酒を誘引することとならないよう、酒類容器 や酒類の陳列場所における表示、酒類販売場における酒類販売管理者の選任などが徹底されるよう指導 しています。

また、平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことに伴い、関係府省庁と協力し、 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための広報啓発活動を実施しています。

~ 酒類容器等の資源の有効利用のために ~

このほか、国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過 程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の 周知・啓発を行っています。





未成年者飲酒防止啓発ポスター (公共施設等掲示用、酒販店掲示用)



アルコール関連問題啓発ポスター



酒類容器の3R推進ポスター

(4) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

~ 酒類のより公正な取引の確保のために ~

国税庁では、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するため、「酒類に 関する公正な取引のための指針しを定め、その周知・啓発を行っています。

また、指針に則り、酒類の取引状況等実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認め られた場合には改善に向けた指導を行うほか、独占禁止法に違反する事実があると思われる場合は 公正取引委員会にその事実を報告するなど、公正取引委員会とも連携し、適切に対処しています。

(5) 酒類業者に対する情報提供

~ 酒類業界の活性化のために ~

国税庁では、経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活 性化・経営革新の取組事例や中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や 販売業者を対象に実施した各種調査の結果を踏まえて業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁 ホームページで情報提供しています。

□ ラム 9 日本産酒類の輸出環境整備に向けた取組

~ 日本のお酒を通じて日本の魅力を世界へ ~

1 酒類の輸出状況

酒類の国内消費は、飲酒人口の減少、高齢化の影響 などにより減少傾向にありますが、その一方で、海外 での日本食ブームなどにより日本産酒類の輸出金額は 近年増加傾向にあり、平成26年には約294億円となっ て3年連続で過去最高を更新しました。輸出金額の約 4割(約115億円)は清酒であり、大手のみならず全国 各地の中小酒類製造者の方々も輸出をしています。

2 輸出環境整備に関する取組

日本産酒類の輸出拡大は、酒類業界の発展はもちろ ん、農業、食品、酒器などの関連産業への波及や、日 本の伝統文化の海外発信、酒蔵を中心とした観光の振 興などを通じた地域経済の活性化、ひいては日本経済 の成長に繋がることが期待されます。このような観点 から、日本産酒類の輸出環境整備は、日本の魅力を海 外に発信することにより日本のブランド価値を高める



という「クールジャパン戦略」の一環として位置づけられており、各府省が連携して取組を進めています。国税庁で は、以下のような取組を行っています。

(1) 酒類業界への支援

洒類業関係団体と定期的に意見交換を行っているほか、個々の洒類業者に対しても、日本貿易振興機構 (JETRO) の地方事務所や関係府省の地方支分部局等の協力を得ながら、貿易実務等の輸出取引一般に関する 知識等を提供するセミナーを実施しています。また、酒類製造業者及び流通業者が中心となって発足した日本酒 輸出協議会における輸出戦略の策定支援を行うなど、酒類業界の取組を支援しています。

(2) 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた取組

輸出先国の規制・制度が輸出の障壁となっている場合には、経済連携協定 (EPA) のための政府間交渉や世界 貿易機関(WTO)の枠組みなどを活用しながら、貿易障壁の除去に向けた取組を行っています。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後に、輸出先国において導入された特定の都県産の 酒類に対する輸入禁止や証明書の添付義務といった輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所と連携して 実施した放射能分析の結果や研究結果を科学的な資料として活用しながら、外務省等と連携してその規制の解 除・緩和の働きかけを行っています。この結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア及びタイにおいて 酒類に対する規制の解除・緩和が行われています。

(3) 日本産酒類の海外への発信に向けた取組

日本産酒類の魅力を効果的に海外に発信するため、国内外で様々 な機会を捉え、次のような取組を行っています。

海外での日本産酒類に対する認知度を高めるため、海外で実施さ れる国際会議などのイベント(例えば、平成27年1月のダボス会議に おけるジャパンナイトなど)で、関係業界団体の協力を得ながら、日本 産酒類の提供支援を行うほか、国税庁職員を派遣し日本産酒類のPR を行っています。

さらに、外務省及び日本酒造組合中央会と協力して在京の各国大使を



ダボス会議・ジャパンナイトの模様

対象とした酒蔵ツアーを実施するなど、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。

税理士業務の適正な運営の確保

~ 税理士の使命 ~

税理士及び税理士法人(以下「税理士等| といいます。) は、税務に関する専門家として、独立した 公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定 された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

平成27年3月末現在で、全国で75,146人の税理士が登録を受け、また2,989の税理士法人が設立 されています。

税理士の業務と役割

税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等 でない者1は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士 等の信用又は品位を害する行為の禁止等、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することができ ます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼した り、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても 重要な役割を果たしています。

税理士会等との連絡協調

(1) 書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な 役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。

具体的には、税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した 書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらか じめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書 を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与 えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、 ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実 及び添付割合の向上が図られるよう、税理十会及び日本税理十会連合会(以下「税理十会等」といい ます。) との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

¹ 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護 士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。



(2) e-Taxの利用促進

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が大きいことから、国税庁では、税理士会等に対してe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うとともに、税理士会等が開催するe-Taxに係る説明会へ講師を派遣し、税理士会等との協調を図っています。

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「二セ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

(単位:件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
件数	37	34	41	50	59

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ (http://www.nichizeiren.or.jp)をご覧ください。

政策評価の実施

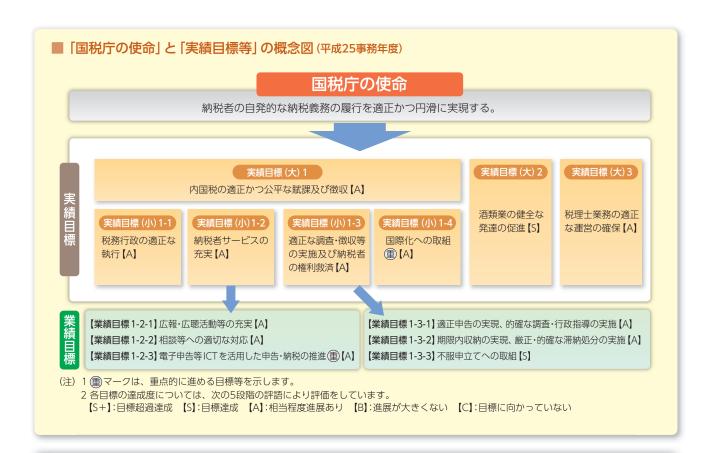
~ 政策評価の目的は、説明責任、成果重視の行政、組織の活性化 ~

[国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価] (政策評価) を実施する目的は、①国税庁の使命、達 成すべき目標などを明らかにし、国民、納税者への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時 代の要請にあった成果重視の行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活 性化を図ることであり、財務大臣が毎年「実績評価実施計画 | 及び「実績評価書 | を作成・公表しています。

~ 国税庁の使命・任務と実績の評価の目標体系・評価結果 ~

平成25事務年度においては、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき 目標 (実績目標(大) 1から3) とし、実績目標(大) 1についてはその細目として4つの実績目標(小) と6つの業績目標を設定しています。

なお、平成25事務年度の評価結果は、次のとおりであり、これらの評価・検証を踏まえ税務行政の 改善に取り組んでいます。



財務省政策評価懇談会

実績の評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、有識者 の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し意見をいただいています。

平成25事務年度の実績の評価については、「国民に対し税について理解を求めるといった働き掛けをしてもらいた い。」「e-Taxについては、導入当時からかなり改善されている。」「現場の声がその後の業務改善にどのように反映さ れたかということを吸い上げる評価であってほしい。」などの意見をいただきました。

※詳細については、国税庁ホームページの「国税庁の実績の評価」(http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/jissekihyoka/01.htm)をご覧ください。



※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。 「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示し ています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。 表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

租税収入•予算

【平成25年度租税及び印紙収入予算・決算額】

	税目	補正後予算額	決 算 額	
		百万円	百万円	
	源泉所得税	12,156,000	12,759,155	
	申告所得税	2,629,000	2,771,658	
	法人税	10,065,000	10,493,718	
	相続税	1,495,000	1,574,336	
	消費税	10,649,000	10,829,301	
	酒税	1,347,000	1,370,852	
	たばこ税	991,000	1,037,548	
般	揮発油税	2,566,000	2,574,263	
会	石油ガス税	11,000	10,265	
会計分	航空機燃料税	50,000	52,188	
JJ	石油石炭税	564,000	599,473	
	電源開発促進税	330,000	328,292	
	自動車重量税	386,000	381,356	
	関税	1,003,000	1,034,379	
	とん税	10,000	9,972	
	その他**		122	
	印紙収入	1,102,000	1,126,069	
	小 計	45,354,000	46,952,947	
	揮発油税	274,500	275,436	
石油	ヨガス税 (譲与分)	11,000	10,265	
航空	2機燃料税(譲与分)	14,300	14,911	
自動車重量税 (譲与分)		264,900	261,740	
特別	りとん税	12,500	12,465	
	法人特別税	2,018,500	2,000,989	
たは	でに特別税	153,300	160,526	
復興	具特別所得税	319,500	333,847	
復興	具特別法人税	1,093,500	1,204,313	
	総計	49,516,000	51,227,438	
ッ「スのルリニは 特口袋 北海殺もパの選が専用ハもパが合まるアンナナ				

※「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成27年度国税庁関係当初予算額】

	項目	予 算 額		
		百万円		
	情報化経費	36,707		
	納税者利便向上経費*1	10,806		
	国際化対策経費	885		
_	庁・局署一般経費*2	57,471		
般	職場環境整備·安全対策経費*3	9,315		
般経費	税制改正関係経費	12,436		
賀	税務大学校経費	2,160		
	国税不服審判所経費	331		
	酒類総合研究所経費	954		
	共通番号制度関係経費	8,717		
	小計	139,782		
人	件 費	567,569		
	国税庁関係予算合計	707,351		

- ※1「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コー ナー経費などが含まれています。
- ※2「庁・局署一般経費」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅 費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。
- ※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費な どが含まれています。

申告•課税状況

【所得税の課税状況】

(平成26年分)

		万人
総人口		12,730
就業者数		6,311
確定申告	者数	2,139
還付日	=告	1,249
納税甲	=告	612
所	事業所得者	163
所得区分別	その他所得者	449
	不動産所得者	108
	給与所得者	235
内	雑所得者	76
訳	上記以外	30

※「総人口」及び「就業者数」は、平成25年の計数です。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成25事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
	千件	億円
給与所得	3,543	94,812
退職所得	_	2,239
利子所得等	40	4,607
配当所得	131	26,225
特定口座内保管上場 株式等の譲渡所得等	11	5,160
報酬料金等所得	2,819	11,710
非居住者等所得	31	3,491
合 計	_	148,243

- ※1 源泉徴収義務者数は、平成26年6月末現在の計数です。
- ※2 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税 が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(亚成25重務年度)

	(十成23事份牛皮)
法人数	3,007 千法人
申告件数	2,771 千件
申告割合	89.9%
黒字申告割合	29.1%
申告所得金額	532,780 億円
申告欠損金額	127,744 億円
申告税額	109,403 億円

※ 法人数は、平成26年6月末現在の計数です。

【相続税の課税状況】

(平成25年分)

死亡者の数	1,268,436 人
課税対象となった被相続人の数	54,421 人
納税者数 (相続人の数)	152,638 人
課税価格	116,381 億円
税額	15,366 億円

【贈与税の課税状況】

(平成25年分)

課税人員	401,716 人
取得財産価額	18,592 億円
税額	1,690 億円

※相続時精算課税分を含みます。

【消費税の課税状況】

(平成25年度)

	区 分	納付	還付
_		千件	千件
中告	個 人	1,124	33
申告件数	法人	1,834	113
女义	숨 計	2,958	145
税	額	93,826 億円	20,544 億円

【酒類の課税状況・生産状況】

(平成25年度)

区 分	生産量	課税額
	于kl	百万円
清酒	444	67,537
合成清酒	37	3,758
連続式蒸留しょうちゅう	399	90,206
単式蒸留しょうちゅう	513	122,544
みりん	92	2,078
ビール	2,862	616,151
果実酒	93	8,568
甘味果実酒	5	584
ウイスキー	89	32,158
 ブランデー	5	1,892
	527	101,352
原料用アルコール・スピリッツ	359	30,314
リキュール	1,996	163,414
その他の醸造酒	608	49.322
粉末酒・雑酒	000	49,322
合 計	8,030	1,289,879

状 況 査 調

【申告所得税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

件数	申告漏れの	申告漏れ所得金額		追徵	税額
十女人	あった数		1件当たり		1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
62	51	4,137	671	696	113

【源泉所得税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

件数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
117	32	254

[※]平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得 税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

区分	件数	申告漏れ のあった 件数	所得	示漏れ 引金額 1件当たり	追徴税額
	千件	千件	億円	万円	億円
法人全体	91	66	7,515	829	1,591
調査課 所管法人	3	2	3,215	11,845	678

【消費税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

区分	件数	申告漏れのあった件数	追往	徴税額 1件当たり
	千件	干件	億円	万円
個 人	32	26	169	53
法人	87	49	378	44

【相続税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

件	数	申告漏れの	申告漏れ	課税価格	追徙	放税額
- 11	**	あった件数		1件当たり		1件当たり
	千件	千件	億円	万円	億円	万円
	12	10	3,087	2,592	539	452

【法定資料収集枚数】

(平成25事務年度)

法定資料	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	20,101
利子等の支払調書	1,089
配当等の支払調書	87,952
その他	211,611
合 計	320,753

際課 税

【海外取引の把握状況】

(平成25事務年度)

海外取引法人等調査件数	12,277 件
海外取引等に係る申告漏れ件数	3,379 件
うち海外不正計算のあった件数	416 件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	1,783 億円
うち海外不正脱漏所得金額	121 億円

【移転価格課税の状況】

(平成25事務年度)

申告漏れ件数	170 件
申告漏れ所得金額	537 億円

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成25事務年度)

	申出件数	115 件
-	処理件数	121 件

状 況 納

【1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成26年度末)

業種	人	員	税	額
	人	%	百万円	%
製造業	23	2.9	4,332	1.9
販売業	46	5.9	25,529	11.0
不動産・建設業	211	26.9	57,839	25.0
料理飲食業	39	5.0	6,454	2.8
金融業	12	1.5	4,048	1.8
その他の事業*1	265	33.8	61,905	26.8
その他 ^{*2}	188	24.0	71,200	30.7
合 計	784	100.0	231,307	100.0

- ※1 「その他の事業」とは、病院(医師)、サービス業、レジャー産業などを いいます。
- ※2 「その他」とは、サラリーマン、年金所得者などをいいます。

察 査

【査察調査の状況】

(平成26年度)

着手	処理	告発	脱税額 (総額)		脱税額	i (告発分)
件数	件数	件数		1件当たり		1件当たり
件	件	件	億円	百万円	億円	百万円
194	180	112	150	83	123	110

【大口事案の状況】

(平成26年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
112	6	1

【告発事件の税目別状況】

(平成26年度)

税目	件数	脱税額	(総額)	
7九 日	计数		1件当たり	
	件	億円	百万円	
所得税	18	18	102	
法人税	69	75	109	
相続税	2	5	244	
消費税	13	11	87	
源泉所得税	10	14	137	
合 計	112	123	110	

利 救

【異議申立ての状況】

(平成25年度)

区分	異議申立件数	新規申立件数	処理済件数 ②	請 ③	求認容件 全部	数 一部	割合③/②
課税関係	件 2.770	件 2,002	件 2,183	252	73	件 179	% 11.5
世界 世界 世界 世界 世界 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	404	356	351	1	1	0	0.3
合 計	3,174	2,358	2,534	253	74	179	10.0

【審査請求の状況】 (平成25年度)

区分	審査請求件数	新規請求件数	処理済件数	請	求認容件	数	割合③/②
	田旦明八八奴	1	2	3	全部	一部	
	件	件	件			件	%
課税関係	5,388	2,700	2,907	226	68	158	7.8
徴収関係	255	155	166	10	5	5	6.0
合 計	5,643	2,855	3,073	236	73	163	7.7

【訴訟事件の状況】 (平成25年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数	終結件数		敗訴件数		敗訴割合③/②
	高小品 二十女人	1	2	3	全部	一部	双部剖口②/②
	件	件	件			件	%
課税関係	524	99	267	22	14	8	8.2
徴収関係	97	33	57	2	1	1	3.5
審判所関係	6	2	4	_	_	_	_
合 計	627	134	328	24	15	9	7.3

[※]訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

税務 相談

【相談の多い項目上位5位】

〔電話相談センター〕 (平成26年度)

順位	税目	項 目	件数
			千件
1	所得税	申告義務・手続等	446
2	所得税	住宅借入金等特別控除	260
3	所得税	医療費控除	231
4	所得税	年末調整	224
5	所得税	還付申告	150

[タックスアンサー]	(平成26年度)

順位	税目	項目	件数
			千件
1	所得税	医療費を支払ったとき (医療費控除)	2,667
2	所得税	所得税の税率	2,262
3	所得税	医療費控除の対象となる 医療費	1,467
4	所得税	住宅を新築又は新築住宅を 取得した場合 (住宅借入金等特別控除)	1,420
5	所得税	扶養控除	1,372

【電話相談センターの税目別相談件数】

(平成26年度)

税目	件数
	千件
所得税	2,597
法人税	284
資産税	997
消費税	212
その他の間接税	236
通則・徴収	271
その他	690
合 計	5,288

国税庁レポート 2015

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2015年7月発行 編集·発行 国税庁

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 TEL.03-3581-4161 (代表)

> 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp



詳しい情報はe-Taxホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

※e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続などについて説明しています。